

# 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス 2025年度 第1回実行委員会

## 次 第

日 時：2025年7月17日（木）  
13時30分～14時30分  
場 所：東京都庁第一本庁舎33階  
「特別会議室S2」

### 1. 開 会

### 2. 議 題

- (1) 2024年度事業報告・収支決算について
- (2) 『財務規程』及び『業者等選定委員会設置要綱』の改正について
- (3) 入札案件付議について
- (4) 特命案件付議について

### 3. 報 告

- (1) 入札結果報告について
  - ・ 中小企業活力向上ハンドブック印刷業務委託
  - ・ 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する動画広告
  - ・ 事務局運營業務に係る事務担当者の派遣契約
- (2) 2025年度事業の進捗状況について

### 4. 閉 会

---

## ～配布資料～

- ・ 資料1-1 2024年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス 事業報告書（案）
- ・ 資料1-2 2024年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス 収支決算書（案）
- ・ 資料1-3 監査報告書
- ・ 資料2-1 新旧対照表（実行委員会財務規程）（案）
- ・ 資料2-2 実行委員会財務規程（案）
- ・ 資料2-3 新旧対照表（設置要綱）（案）
- ・ 資料2-4 業者等選定委員会設置要綱（案）
- ・ 資料3 契約概要一覧（競争入札案件・特命案件）
- ・ 資料4-1 分析報告書等のデータ入力業務に係る募集要領
- ・ 資料4-2 分析報告書等のデータ入力業務に係る仕様書
- ・ 資料5-1 経営分析登録診断士データ収集・チェック・登録業務に係る仕様書
- ・ 資料5-2 経営分析登録診断士データ収集・チェック・登録業務 特命随意契約理由書
- ・ 資料6 入札結果報告
- ・ 資料7-1 事業概要スライド
- ・ 資料7-2 2025年度事業の進捗状況について

**2025年度 第1回  
中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会 会議**

出席者名簿

(敬称略)

実行委員会		
委員長	東京都産業労働局長	田中 慎一
委員	東京都産業労働局商工部長	福田 哲平
同	東京都中小企業振興公社専務理事	山手 斉
同	東京都中小企業団体中央会専務理事	小林 仁志
同	東京都中小企業診断士協会会長	森川 雅章
同	東京都商工会連合会専務理事	渡辺 由佳
同	東京都商工会議所連合会幹事商工会議所 多摩商工会議所専務理事	須崎 覚
監事	東京都産業労働局総務部計理課長	高橋 佳宏
オブザーバー	東京都産業労働局金融部 融資制度・債権管理担当課長	小野木 一貴
幹事会		
幹事	東京都産業労働局商工部地域産業振興課長	佐藤 陽介
同	東京商工会議所中小企業相談部長	佐藤 幸太郎
事務局		
事務局長	東京商工会議所中小企業相談部経営相談担当課長	岡田 憲明
事務局	東京商工会議所中小企業相談部経営相談担当調査役	黒田 直幹

**2024年度  
中小企業活力向上プロジェクトアドバンス  
事業報告書（案）**

**中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会**

# 目 次

1	組織及びスキーム.....	1
	(1) 実行委員会の設置の経緯.....	1
	(2) 組織.....	1
	(3) 2024年度に行われた会議.....	3
	(4) 支援事業のスキーム.....	4
2	支援体制の充実.....	5
	(1) ホームページの運営.....	5
	(2) ホームページ内コンテンツの充実.....	6
3	広報活動.....	7
	(1) 新たなメディアの活用によるPR.....	7
	(2) PRチラシの作成、各団体への配布.....	8
	(3) 構成団体広報紙等での紹介.....	8
	(4) メールマガジンの配信.....	10
	(5) 公式ウェブサイトやメルマガ、SNS等によるタイムリーな情報発信・広告PR.....	11
4	支援者向け説明会の実施.....	11
	(1) 経営指導員向け説明会.....	11
	(2) 登録中小企業診断士向け説明会（動画配信）.....	11
	(3) 登録中小企業診断士の更新.....	11
5	担当者連絡会.....	11
6	企業向けセミナーの開催.....	12
7	中小企業活力向上モデルの作成.....	14
8	中小企業活力向上大会の開催.....	15
9	事業実施状況.....	16
	(1) 経営分析の実施件数.....	16
	(2) アシストコースの実施件数.....	16
	(3) アドバンスコースの実施件数.....	16

## 1 組織及びスキーム

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、東京都産業労働局、東京都中小企業振興公社、東京都中小企業団体中央会、東京都中小企業診断士協会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所連合会（以下「構成団体」という。）が連携して中小企業の経営基盤の向上を図ることを目的に設置された団体である。

### (1) 実行委員会の設置の経緯

本プロジェクトは、「経営力向上TOKYOプロジェクト」（平成21年度～平成23年度）、「経営力向上フォローアップ事業」（平成24年度）、「新・経営力向上TOKYOプロジェクト」（平成25年度～平成27年度）、「中小企業活力向上プロジェクト」（平成28年度～平成30年度）、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」（平成31年度～令和3年度）として実施されてきた事業の後継事業として開始した。都内中小企業支援機関が結集し、都内中小企業が直面する様々な経営課題に的確に対応し、きめ細かな経営サポートを行うことで中小企業の活力向上を図る支援体制を構築するため、実行委員会が設置された。

### (2) 組織

#### ア 構成機関の役割と意思決定の流れ

実行委員会は、委員長を代表者とする。重要事項については実行委員会会議に諮って決定し、その他実務的な事項については、構成団体の実務担当者で構成する幹事会で審議のうえ決定する。事業の執行については、東京商工会議所の協力のもと事務局を設置し、事務局長の決裁で事務処理を行う。

#### ① 実行委員会

2022年に都内中小企業支援機関の代表者等を委員とする、中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会が設置され、委員長として東京都産業労働局長、委員として構成団体の代表者が就任した。2025年3月時点の就任状況は以下のとおりである。

委員長	東京都産業労働局長 田中 慎一 氏
委員	東京都産業労働局 商工部長 福田 哲平 氏
	東京都中小企業振興公社 専務理事 矢田部 裕文 氏
	東京都中小企業団体中央会 専務理事 小林 仁志 氏
	東京都中小企業診断士協会 会長 森川 雅章 氏
	東京都商工会連合会 専務理事 渡辺 由佳 氏
	東京都商工会議所連合会 幹事商工会議所 町田商工会議所 専務理事 佐藤 正志 氏
	東京商工会議所 理事・事務局長 湊元 良明 氏
監事	東京都産業労働局 総務部計理課長 高橋 佳宏 氏
オブザーバー	東京都産業労働局 金融部金融課 融資制度・債権管理担当課長 中田 陽介 氏

② 幹事会

構成団体の実務担当者で構成され、実務的な事項について審議・決定する機関である。

2025年3月時点の就任状況は以下のとおりである。

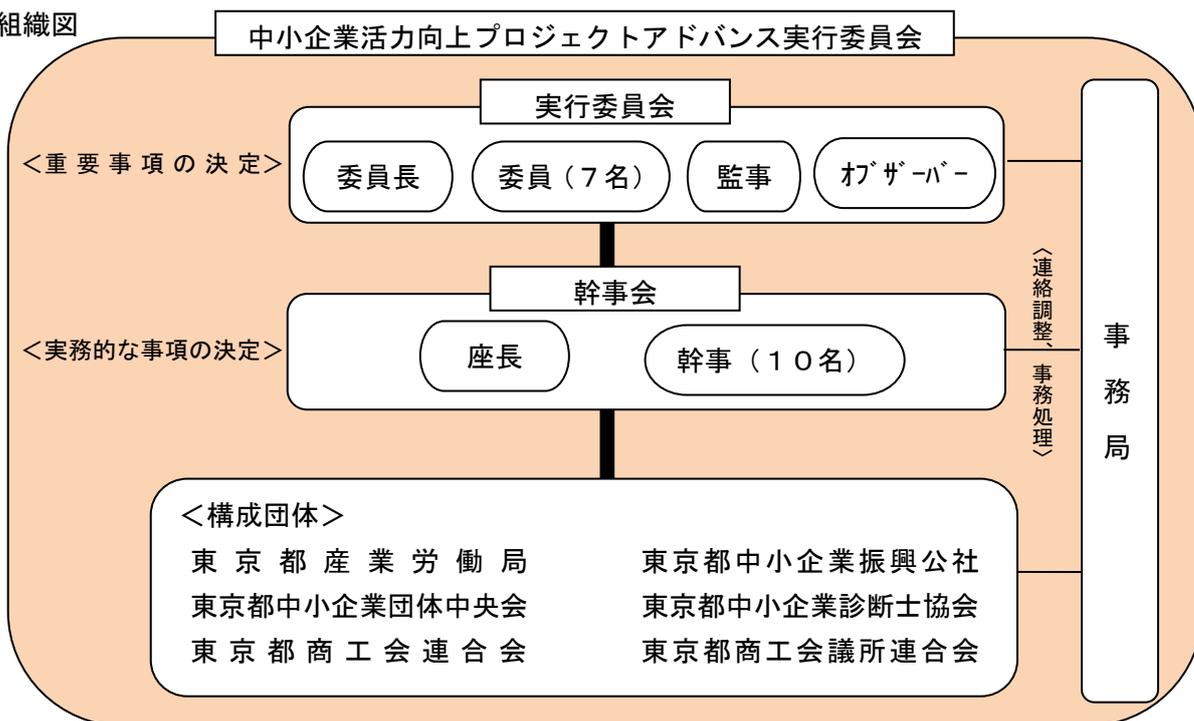
座長	東京都産業労働局 商工部長 福田 哲平 氏
幹事	東京都産業労働局 商工施策担当部長 松田 義史 氏
	東京都産業労働局 商工部商工施策担当課長 西島 裕樹 氏
	東京都産業労働局 商工部地域産業振興課長 佐藤 真之 氏
	東京都産業労働局 金融部金融課 融資制度・債権管理担当課長 中田 陽介 氏
	東京都中小企業振興公社 企画管理部企画課長 大場 順二 氏
	東京都中小企業団体中央会 振興課長 木下 博文 氏
	東京都中小企業診断士協会 専務理事 山本 祐一郎 氏
	東京都商工会連合会 事務局次長 小澤 孝一郎 氏
	東京都商工会議所連合会 幹事商工会議所 町田商工会議所 企業支援部長 林 忠司 氏
	東京商工会議所 中小企業相談部長 佐藤 幸太郎 氏

③ 事務局

東京商工会議所ビル内に事務所を置き、事務局長以下12名のスタッフ（2025年3月末日現在）で業務を行った。事務局の構成は以下のとおりである。

事務局長	東京商工会議所 中小企業相談部 中小企業相談センター 経営相談担当課長
スタッフ	東京都産業労働局職員（3名）、東京商工会議所 中小企業相談部 経営相談担当（4名）、中小企業診断士（3名）、派遣アルバイト（2名）

イ 組織図



### (3) 2024年度に行われた会議

#### ア 実行委員会

- 【第1回】 ○ 日 時 2024年9月2日  
○ 場 所 東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N3  
○ 議 事 各種規程の改定について
- 【第2回】 ○ 日 時 2025年2月10日  
○ 場 所 東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N3  
○ 議 事 ①各種規程の改定について  
②2024年度協定書、事務局委託契約書の変更について  
③中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラスについて  
④2025年度協定の締結について  
⑤2025年度事業計画と収支予算について  
⑥2025年度契約案件について
- 【第3回】 ○ 日 時 2025年3月4日  
○ 場 所 オンライン開催  
○ 議 事 ①2025年度競争入札契約案件について  
②2025年度特命随意契約案件について

#### イ 幹事会

- 【第1回】 ○ 日 時 2024年8月7日  
○ 場 所 東京都庁第一本庁舎25階 105会議室  
○ 説 明 ①中小企業活力向上プロジェクトアドバンスについて  
②幹事会について  
③事業計画・収支予算について  
○ 議 事 事業の進捗状況について  
○ 報 告 支援事例の紹介について
- 【第2回】 ○ 日 時 2025年1月29日  
○ 場 所 東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N3  
○ 議 事 ①各種規程の改定について  
②2024年度協定書、事務局委託契約書の変更について  
③中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラスについて  
④2025年度協定の締結について  
⑤2025年度事業計画と収支予算について  
⑥2025年度契約案件について  
○ 報 告 2024年度事業の進捗状況について

#### (4) 支援事業のスキーム

本プロジェクトにおける「経営分析」、「アシストコース」及び「アドバンスコース」を活用した課題解決支援については、都内の商工会及び商工会議所が実施した。

##### ア 経営分析

経営者が企業の現状を自己評価した「中小企業活力向上チェックシート」をもとに、専門分野の知識を有する中小企業診断士が企業を訪問し、経営分析を実施する。経営分析実施後、作成された報告書に基づき、経営指導員が経営分析報告を行い、課題解決に役立つ中小企業支援策を紹介する。

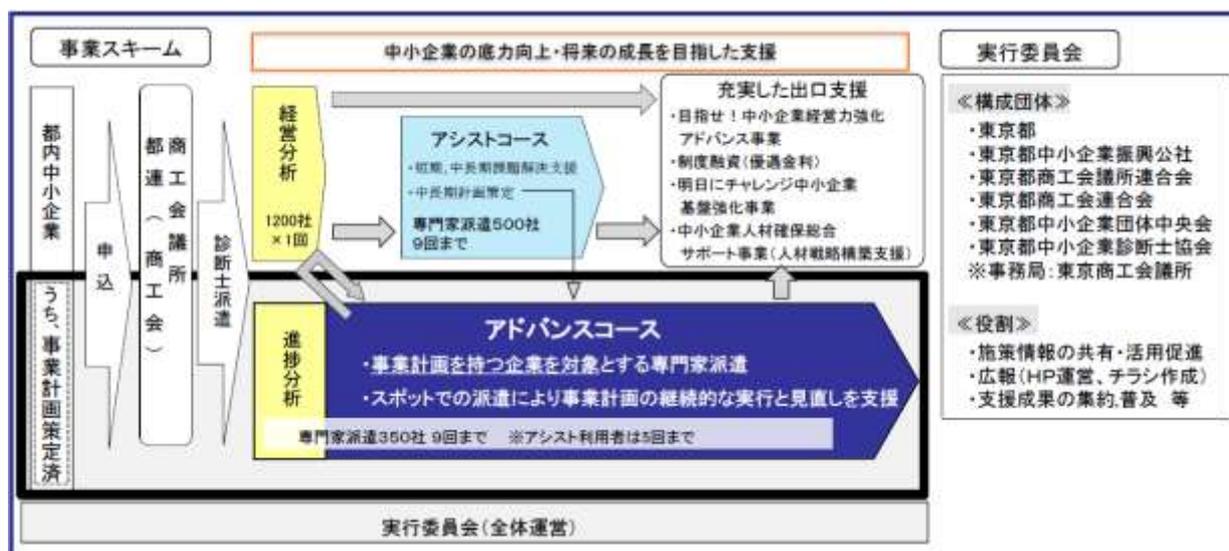
##### イ アシストコース

経営分析後、企業からの要望に応じて専門家派遣を実施する。「アシストコース」では、短期的または中長期的な課題への支援として、コーディネーター等が業種や課題を踏まえて選任した専門家（ディレクター）を最大9回まで派遣する。専門家のサポートのもと事業計画の策定を行い、今後目指すべき姿を明確にしたうえで、3～5年後のビジョンをまとめる。売上・費用・利益等に関する目標設定や、取り組むべき課題を整理した実行スケジュールも作成する。

##### ウ アドバンスコース

「アシストコース」で事業計画を策定した企業等が、計画の実行においてサポートを必要とする場合に、専門家派遣を実施する。「アドバンスコース」では、コーディネーター等が業績や課題を踏まえて選任した専門家（ディレクター）を最大9回（アシストコース利用企業は5回）まで派遣し、計画の実行を伴走型で支援する。

<事業スキーム図>



## 2 支援体制の充実

### (1) ホームページの運営

#### ア ホームページの改修

ユーザーの使い勝手向上などの適切な改修を行うとともに、最新情報の自動収集技術を検証しながら、利用者により使いやすいサイトにすべく、WEBサイトの改修を実施中。

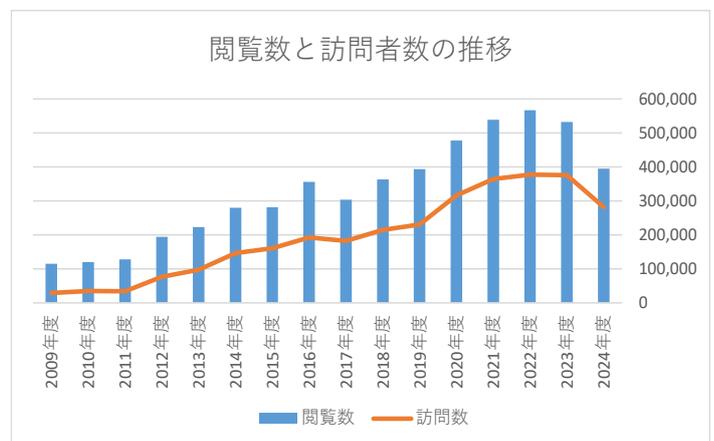
(主な変更点)

- ・施策検索 API 改修作業
- ・メルマガシステムの切り替えにともなう検証作業
- ・モーション AI チャットの技術を応用したキャラクタ動画作成機能の開発



#### イ 閲覧状況（2025年3月31日現在）

年度	閲覧数	訪問数
2024年度	395,118	217,743
2023年度	532,168	375,551
2022年度	566,511	376,856
2021年度	538,956	364,445
2020年度	477,540	316,097
2019年度	393,223	230,682
2018年度	363,220	214,552
2017年度	303,420	181,856
2016年度	356,219	192,361
2015年度	280,965	160,227
2014年度	279,975	146,459
2013年度	222,661	97,492
2012年度	194,194	76,713
2011年度	127,751	33,559
2010年度	120,200	34,472
2009年度	114,919	28,549



※2023年度の途中（7月）からアクセス解析の方法が変わり、単純比較ができないことにより数値が落ち込んだように見えている。

- ・閲覧数（4月～3月）は395,118回、昨年同期比（532,168回）で大幅に下回る状況であるが、こちらは3年事業の最終年度により宣伝広告を控えた影響でアクセス数にも影響を与えている。
- ・訪問数（同上）も281,548回と、昨年同期比（375,551回）で、閲覧数同様に下回る状況である。
- ・当サイトでは、Googleのキーワード検索上位を「経営」に関するキーワード（「バランススコアカード」、「5S」、「地域貢献活動」など）が占めており、「ハンドブック」と「専門家コラム」のページがアクセス増に寄与している。

## ウ セキュリティ対策

以下の日程にてセキュリティ検査を実施した。

### ・実施概要

脆弱性検査実施日：2024年12月10日～12月27日

実施方法：外部機関による診断実施

診断内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク脆弱性診断 (サーバーやネットワーク機器のOS、ミドルウェア等のチェック)</li> <li>・Webアプリケーション脆弱性診断 (HPやDBに対する情報の入出力などWebサービス等のチェック)</li> </ul>
------	--

### ・実施結果

継続した脆弱性診断の結果、今回、ネットワーク診断、Webアプリケーション診断においては、緊急性が伴うような脆弱性は見られなかった。また、今後の対応で注意が必要な危険度「中」、危険度「低」の指摘も見られなかった。直ちに影響がある問題ではなく、情報程度の報告事項は3件存在するが、周知の事実であるため認識することとどめている。

## (2) ホームページ内コンテンツの充実

### ア 専門家コラムの配信について

都内中小企業に向けた経営支援情報の充実、及び登録中小企業診断士との連携強化を目的に、専門家コラムを配信。

- ・コラム内容：登録診断士の専門性を活かし、各専門分野の内容を概ね2,500～3,000字程度の内容で掲載。
- ・期間：2024年8月～
- ・配信コラム数：24本
- ・内容詳細：

コラムのタイトル	6分野	掲載日
新たなチャレンジとしてのSDGs	6. 危機管理等	8月30日
集客力アップ！ウェブ広告とLP（ランディングページ）で24時間365日の集客	2. マーケティング	9月6日
技能承継の進め方	3. 人材・組織	9月19日
中小企業が押さえるべきフリーランス新法のポイント	6. 危機管理等	10月30日
超アナログ！プッシュ型「攻めの営業」のすすめ	2. マーケティング	12月11日
定着率向上で人手不足を克服！既存人材を活かし新たな人材を引き寄せる方法	3. 人材・組織	12月10日
事業計画は進捗管理こそ重要です	1. 戦略・経営者	12月25日
脱炭素×Dxによる新たな経営改革の取り組みについて	1. 戦略・経営者	12月26日
親族内承継でシナジーを發揮！成功する事業承継のコツ	1. 戦略・経営者	1月6日
VUCAの時代の戦略的意思決定（①センスメイキング理論、②エフェクチュエーション、③パラドキシカル・シンキング）	1. 戦略・経営者	1月29日
成長企業と衰退傾向企業の差とそれを埋める方法	1. 戦略・経営者	1月30日
中小企業のためのサブスクリプション参入ガイド	1. 戦略・経営者	2月5日
中小企業向け伴走支援の重要性	1. 戦略・経営者	2月7日
定款を経営に活かす！？中小企業のための「定款」活用術	1. 戦略・経営者	2月12日

人材定着を可能にする人事マネジメントとは	3. 人材・組織	2月14日
皆で一緒に考える「あなたのキャリア、私のキャリア」	3. 人材・組織	2月19日
人材不足に負けない職場環境改善と業務効率化のススメ	3. 人材・組織	2月21日
デザイン経営の奨め	1. 戦略・経営者	2月26日
人材マッチングで会社を活性化！	3. 人材・組織	2月28日
管理会計の第一歩、個別管理を始めてみませんか？	5. 財務管理	3月5日
大事な設備を長生きさせる！ 設備管理の考え方	4. 運営管理	3月7日
中小企業が人材採用を成功させる求人票の作り方	3. 人材・組織	3月12日
中小企業・小規模事業者がシステム導入を検討する際に知っておきたいこと	4. 運営管理	3月13日
たいくつな会議・・・を“発想あふれる会議”！へ変革する基礎講座	3. 人材・組織	3月14日

## イ オンラインセミナー

前年度より引き続き、PC、スマートフォン、タブレット端末から視聴できるオンラインセミナー動画を録画し、配信。

(配信動画一覧 (各タイトル3回シリーズ))

タイトル	配信時期
生成AIを活用した販促ツール	2024年12月 配信
スタートアップの資金繰りと資金調達 (基本編)	2025年 1月 配信
障がい者雇用のかたち	2025年 2月 配信
カーボンニュートラルの達成に向けた取り組み	2025年 2月 配信
専門家の取り扱い説明書～社外の専門家を呼ぶ前に～	2025年 2月 配信

## ウ 支援イメージ動画の配信

経営分析やアシストコースなどの支援イメージ (支援成果) をPRするサイト「戦う経営者たち」の最新動画コンテンツ2種を制作・配信。



本篇動画 (約5分) × 2本

## 3 広報活動

### (1) 新たなメディアの活用によるPR

新たなメディアを活用したPRとして、今年度は、中小企業者等の経営者にも視聴されている国内最大級のTV番組見逃し無料配信動画サービス (Tver) の経済番組内にCM動画を配信 (64,169回再生) し、中小企業活力向上プロジェクトアドバンス事業が支援対象とする事業者 (都内の中小企業、個人事業主) に対して当プロジェクトの認知度向上を図った。



放映された代表的な経済番組



放映 CM「【戦う経営者たち】CM編」

## (2) PRチラシの作成、各団体への配布

本プロジェクトの「経営分析」を広く中小企業へ周知するためのPRチラシ、ならびに経営分析実施後の継続支援（「アシストコース」「アドバンスコース」等）の内容を紹介するA3サイズのチラシを制作した。作成したチラシを商工会及び商工会議所等の構成団体を通じて中小企業に配布することにより、本プロジェクトの認知度向上を図った。



「経営分析PR」チラシ



「継続支援PR」A3チラシ

## (3) 構成団体広報紙等での紹介

商工会及び商工会議所等と協力して、広報紙、チラシ折込、DM等により、地域の中小企業に対するPRを実施した。

### ア PRチラシ（会報誌への折込／DM送付）

以下は、中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局が関与したもののみ記載。

PR実施団体	実施時期 (会報誌折込号)	部数
国立市商工会	6月	1,454
東大和市商工会	6月	838
小平市商工会	6月	1,802
東村山市商工会	6月	1,309
狛江市商工会	6月	852
福生市商工会	7月	986

羽村市商工会	7月	1,010
武蔵野商工会議所	7月	2,900
多摩商工会議所	7月	1,620
瑞穂町商工会議所	7月	861
八王子商工会議所	7月	4,700
町田商工会議所	8月	3,957
武蔵野商工会議所	8月	2,900
八王子商工会議所	8月	4,700
青梅商工会議所	8月	2,357
武蔵野商工会議所	9月	2,900
八王子商工会議所	9月	4,700
町田商工会議所	10月	3,957
八王子商工会議所	10月	4,700
多摩商工会議所	10月	1,624

イ 広告掲載

PR実施団体	実施時期 (会報誌掲載号)	部数・態様
八王子商工会議所	5月	4,700
青梅商工会議所	5月	3,000
東村山市商工会	6月	63,000
八王子商工会議所	バス6月	バス4台
八王子商工会議所	6月	4,700
武蔵野商工会議所	6月	2,900
青梅商工会議所	6月	3,000
東商	6月	78,000
八王子商工会議所	バス7月	バス4台
町田商工会議所	7月	4,500
福生市商工会	7月	1,100
八王子商工会議所	7月	4,700
青梅商工会議所	7月	3,000
小平商工会	7月	32,000
八王子商工会議所	バス8月	バス4台
東大和市商工会	8月	1,000
八王子商工会議所	8月	4,700
青梅商工会議所	8月	3,000
立川商工会議所	9月	4,500
瑞穂町商工会	9月	1,000
八王子商工会議所	バス9月	バス4台
八王子商工会議所	9月	4,700
武蔵野商工会議所	9月	2,900
青梅商工会議所	9月	3,000
八王子商工会議所	バス10月	バス4台
立川商工会議所	10月	4,500
八王子商工会議所	10月	4,700
青梅商工会議所	10月	3,000
八王子商工会議所	バス11月	バス4台
立川商工会議所	11月	4,500
八王子商工会議所	11月	4,800
青梅商工会議所	11月	3,000
八王子商工会議所	12月	4,800
青梅商工会議所	12月	3,000
立川商工会議所	12月	4,500

青梅商工会議所	1月	3,000
青梅商工会議所	2月	3,000
立川商工会議所	1月	4,500

#### (4) メールマガジンの配信

中小企業の経営者に向けて、経営力向上のために有益な情報を集めたメールマガジンを、隔週木曜日に配信した。中小企業経営者・従業員を対象に、各機関の最新動向やイベントスケジュール、中小企業が利用可能な支援施策の紹介等を行った。

##### ○ 登録者

2025年3月31日現在の登録者数は7,815件（前年同期比 +346件）

（属性内訳） ・企業（過去の利用企業など）：6,695件

・支援機関（商工会議所・商工会の職員など）：80件

・中小企業診断士：1,040件

##### ○ 主な内容

<前書き>時事的なもの（例：小規模事業者持続化補助金）

<Part 1>今週のニュース（例：ビジネスマッチングの参加企業募集）

<Part 2>支援機関のイベント・セミナー紹介（参加団体の無料セミナー等を幅広く掲載）

<Part 3>支援施策紹介（募集中または近日募集開始の助成金・補助金など）

<Part 4>専門家コラム（最新コラムの概要を掲載し、Web サイトへ誘導）

##### ○ 実際のメルマガの体裁（一部抜粋）

<p>(2025年3月13日配信分より) いつもお世話になっております。 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス メールマガジンです。</p> <p>今回の巻頭は、久しぶりに公募が行われる、小規模事業者持続化補助金（以下「持続化補助金」）についてです。</p> <p>持続化補助金は、販路開拓等の取組に係る経費の一部を補助することにより、生産性向上と持続的発展を図ることを目的とするものです。</p> <p>補助上限額は原則50万円ですが、インボイス特例対象として50万円、賃金引上げ特例として150万円の上乗せがあります。補助率は原則3分の2ですが、賃金引上げ特例のうち赤字事業者は4分の3となります。</p> <p>申請をお考えの方は、下記リンク先にある公募要領で補助事業の流れをご確認のうえ、お早めにご準備ください。</p> <p>◇商工会地区の方はこちら <a href="https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/">https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/</a></p> <p>◇商工会議所地区の方はこちら <a href="https://r6.jizokukahojokin.info/">https://r6.jizokukahojokin.info/</a></p> <p>では、本日は第77回目の中小企業活力向上プロジェクトアドバンス メールマガジンをお届けします。</p>	<p style="text-align: center;">INDEX</p> <hr/> <p>Part 1 今週のニュース</p> <hr/> <p>▼1-1 「カスタマー・ハラスメント防止のための各団体共通マニュアル」を作成（東京都産業労働局） <a href="https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuharamanual/index.html">https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuharamanual/index.html</a></p> <p>▼1-2 [3月21日] 令和6年度「企業向け障害者雇用普及啓発セミナー」を実施（東京都産業労働局）【オンライン開催】 <a href="https://syougai-r6seminar.metro.tokyo.lg.jp/">https://syougai-r6seminar.metro.tokyo.lg.jp/</a></p> <p>▼1-3 [5月29日] 令和7年度 第1回 ビジネスマッチング in 東京 受注側企業を募集（東京都中小企業振興公社） <a href="https://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/matching2025/index2.html">https://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/matching2025/index2.html</a></p> <hr/> <p>Part 2 支援機関のイベント・セミナーのご紹介</p> <hr/> <p>▼2-1 [3月18日] 令和6年度 BCP 策定推進フォーラム（東京都中小企業振興公社）【オンライン開催】 <a href="https://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/2503/0007.html">https://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/2503/0007.html</a></p> <p>（以下省略）</p>
--	--

#### (5) 公式ウェブサイトやメルマガ、SNS等によるタイムリーな情報発信・広告PR

公式ウェブサイトでは、セミナーやイベント情報、配信されたメルマガジンの内容を掲載する等、タイムリーな情報発信を行った。

### 4 支援者向け説明会の実施

支援者である商工会及び商工会議所の経営指導員や登録中小企業診断士を対象として、本プロジェクトの内容について説明会を実施した。事前に収録した動画をオンラインにて公開する方法にて執り行った。

#### (1) 経営指導員向け説明会

2024年度事業計画、事業スキーム、経営分析報告書についての説明

公開時期	対象者
4月～	23区（東商）経営指導員
5月～	多摩地区経営指導員

#### (2) 登録中小企業診断士向け説明会（動画配信）

事業概要、事務手続き、経営分析報告書の記載方法の説明等

公開時期	対象者
6月中旬～	登録中小企業診断士

#### (3) 登録中小企業診断士の更新

本プロジェクト開始後、東京都中小企業診断士協会の協力のもと、中小企業診断士に向けて登録の案内や資格状況の確認等を行い、登録情報を刷新した。

（2024年度登録中小企業診断士 1, 256名 ※2025年3月31日現在）

### 5 担当者連絡会

構成団体で実務を担う現場担当者を参加メンバーとする担当者連絡会を開催し、情報共有を行った。オンライン開催とした。

活動実績

- 【第1回】 ○ 日 時 2024年7月17日  
○ 説 明 ①2024年度 事業計画・年間スケジュールについて  
②2024年度 中小企業活力向上事業の進捗について（6月末時点）  
③中小企業活力向上プロジェクトアドバンス PRツールのご紹介  
④事業PR経費・PR広告・セミナー開催経費の補助請求について  
⑤支援事例集の作成について

## 6 企業向けセミナーの開催

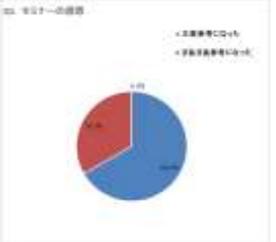
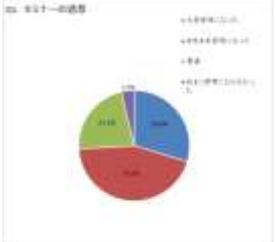
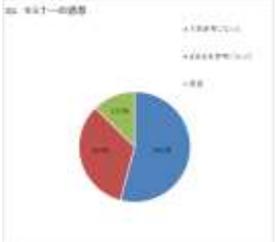
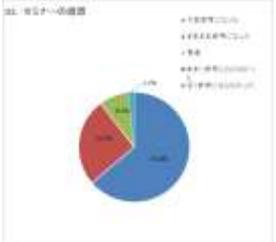
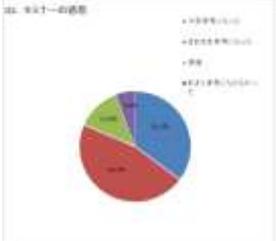
各商工会及び各商工会議所が、中小企業の経営課題解決に役立つセミナーを企画・実施。これにより自社の課題への“気づき”を啓発し、本プロジェクトの利用を促進した。講師との質疑応答が可能なオンライン（ライブ配信型）で開催した。

### ○実施内容

回	講師	タイトル、主な内容	日時、会場、参加者数
①	盛澤 陽一郎 氏 (ビーンコンサルティング 代表、 中小企業診断士・行政書士) 税理士事務所勤務を経て、公的機関で製造業支援・商店街支援・創業支援等を担当。 独立後は売上改善、採用戦略策定、採用サイト作成、外国人ビザの申請等の中小企業支援を行う。	人材不足の今だからこそ、押さえるべき『採用力アップのポイント』 ・ なぜ募集しても来ないのか？ ・ 経営における人手不足の影響 ・ 採用したい人物像を明確にしよう ・ 採用戦略を考えよう ・ 「自社らしさ」で採用力を強化しよう 他	6月21日(金) 14～16時  Zoomを利用した ライブセミナー  25名
②	井手 美由樹 氏 (株式会社 IdealWorks 代表取締役、 中小企業診断士) 名古屋市で小売業を営む家に生まれる。靴小売チェーン店勤務を経て、1997年に、経営コンサルタントとして独立。商品の価値を伝えるブランディング支援を行う。	～DXで業務効率化！人手不足対策～ デジタル活用の第一歩を踏みだそう ・ 自社の見取り図を描こう ・ 課題点の洗い出し ・ デジタル化の必要性 ・ DXはデジタル人材がいなくてもできるのか？ ・ 支援事例紹介 他	8月26日(月) 14～16時  Zoomを利用した ライブセミナー  38名
③	木下 文彦 氏 (ラグランジュサポート株式会社 代表取締役、中小企業診断士、 特定社会保険労務士・両立支援コーディネーター) 前職で障害者雇用部門を担当。障害の有無にかかわらず、ここで働きたいと思える会社づくりを支援している。	まずはこれだけ押さえよう！ 中小企業の障害者雇用 はじめの一步 ・ 中小企業を取り巻く障害者の雇用市場 ・ 障害者を雇用する企業側のメリット ・ 何から始め、どのような手順で進めていくか？ ・ 障害者雇用を成功させ、企業の成長につなげるポイントとは？ 他	9月25日(水) 14～16時  Zoomを利用した ライブセミナー  37名
④	福満“グリズリー” ヒロユキ 氏 (広報ジャーナリスト協会 代表) メディアを動かシクライアントに取材を呼ぶプロフェッショナル。 新聞への掲載・TV番組での報道の成功確率は90%以上と極めて高い。全国にクライアントを持ち、広報支援実績は20,000社以上。	「最強のプレスリリース」の作り方 ～無料で新聞・テレビ・ネットメディアの取材を呼ぶ～ ・ 新聞記者やテレビ番組ディレクターが欲しが「ネタ」とは？ ・ 効果的に伝わるための「情報整理」と「文章構成」 ・ 売り方や見せ方を変えればニュースは作れる 他	11月25日(月) 14～16時  Zoomを利用した ライブセミナー  85名

⑤	渡邊 敦子 氏 (弁護士、渡邊綜合法律事務所) 1996年4月 弁護士登録(東京弁護士会)。日弁連中小企業法律支援センター 副本部長(現任)、東京都労働委員会委員(公益委員)(現任)。債権回収、不動産問題、労働事件、事業再生、事業承継等、民事全般の依頼に幅広く対応。	【フリーランスとフリーランスに依頼する事業者の方、必見!】「フリーランス法」の必須ポイント <ul style="list-style-type: none"> <li>フリーランス法の概要、下請法との共通点・相違点</li> <li>発注事業者や業務委託期間で異なる「義務」の内容</li> <li>フリーランスと発注事業者の間の取引の適正化 他</li> </ul>	12月20日(金) 14~16時 Zoomを利用したライブセミナー 79名
---	---	---	--

○アンケート結果

回	満足度	4/5点以上	主なコメント
①		100.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用したい人物像を業務とセットで考える点など、非常に参考になった。採用活動を「営業」や「経営」に見立てた説明が大変わかりやすかった。</li> <li>採用から定着まで、企業が取り組むノウハウについて細かくご説明頂けたのが良かった。 他</li> </ul>
②		74.1%	<ul style="list-style-type: none"> <li>DXについて身近な所から段階的にわかりやすく説明してもらえた。</li> <li>中小企業として取り組みできそうな話を多く聞いた。</li> <li>形ばかりの内容ではなく、実際の業務をイメージできる内容だったので、参考になった。 他</li> </ul>
③		87.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者も雇用管理のベースは同じでトッピングが異なるだけとの言葉が印象に残った。</li> <li>障害者雇用の実例や対応方法が聞いた。話が具体的で、どういうことが必要かよくわかった。</li> <li>障害者雇用を初めて行うすべての企業にこのセミナーを聴いてほしいと思った。 他</li> </ul>
④		89.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業でも広報が役立つことと、具体的なプレスリリースのやり方がわかった。</li> <li>事例は具体的に豊富に、PRの作り方はシンプルに分かりやすく教えて頂けた。</li> <li>ジャーナリストなど記事を欲している方の目線が見られてよかった。 他</li> </ul>
⑤		81.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>フリーランス法の内容を知らなかったが、このセミナーでよくわかった。</li> <li>下請法と対比しながらの講義で、違いが分かりやすかった。</li> <li>具体的事例が多く、解説が明確で分かりやすかった。 他</li> </ul>

## ○セミナー開催風景



講師：盛澤 陽一郎 氏（6月開催）  
場所：Zoom を利用したライブセミナー



講師：木下 文彦 氏（9月開催）  
場所：Zoom を利用したライブセミナー



講師：渡邊 敦子 氏（12月開催）  
場所：Zoom を利用したライブセミナー

## 7 中小企業活力向上モデルの作成

2022～2024年度に実施された本プロジェクトの実績を集約し、様々な角度から中小企業の経営課題を分析した結果を、冊子「中小企業活力向上モデル」に取りまとめた。この冊子を都内中小企業支援機関等に提供することによって、今後の都内中小企業支援に役立てることを目的としている。本モデルでは、都内中小企業の分析結果から、課題解決に向けた以下の方向性が示唆されている。

- ・守りの経営（企業の持続性を支える倫理的責任）
- ・攻めの経営（競争力を高める戦略的な取り組み）
- ・CSV経営と「論語と算盤」
- ・中小企業における課題解決に向けた取り組み
- ・人材投資を「リスク」ではなく「確信」に変える

### 【冊子構成】

- I 本プロジェクトの概要
- II 都内中小企業を取り巻く経営環境
- III データから見える都内中小企業の経営課題
- IV 利用企業へのアンケート調査結果（経営分析・アシストコース・アドバンスコース）
- V 支援事例
- VI 都内中小企業の課題解決に向けた方向性



## 8 中小企業活力向上大会の開催

都内中小企業者及び本プロジェクトに携わる支援者に対し、本事業の3年間の支援成果の発表を行った。①有識者による基調講演、②現場で支援にあたる専門家・経営指導員による、効果的な事例や特徴的な事例の発表とそれに対する意見交換、③利用企業の分析結果に関する検討や利用者アンケートの結果の発表を通じて、都内中小企業者へのPRと支援者におけるノウハウの共有を行った。

### ○ 開催日／会場／参加者数

2025年3月10日（月）／東京商工会議所 渋谷ホール／161名

### ○ 主な内容

#### 【第1部】（14:00～15:25）

##### 1) 開会挨拶

東京都産業労働局

##### 2) 基調講演「持続的に業績を向上させる『中小企業のブランド戦略』」

一橋大学大学院 経営管理研究科 教授 阿久津 聡 氏

#### 【第2部】（15:35～17:00）

##### 1) 支援事例の発表

###### 司会進行

一般社団法人東京都中小企業診断士協会 専務理事

山本 祐一郎 氏

###### 事例1発表者

あきる野商工会 経営指導員

齊藤 政幸 氏

中小企業診断士

古山 文義 氏

###### 事例2発表者

八王子商工会議所 経営指導員

崎井 寛仁 氏

中小企業診断士

金 順玉 氏

###### 事例3発表者

東京商工会議所 コーディネーター

森尾 浩司 氏

中小企業診断士

幡野 康夫 氏

##### 2) 『中小企業活力向上モデル』のご報告

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会 事務局

##### 3) 2025年度事業『中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス』のご案内

東京都産業労働局

##### 4) 閉会挨拶

一般社団法人東京都中小企業診断士協会 会長 森川 雅章 氏

(年次報告会開催風景)



## 9 事業実施状況

事業実施状況（3月末日時点）は以下のとおりである。

### (1) 経営分析の実施件数

【実施企業の業種、規模等】

	製造業	建設業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	その他サービス業	その他	不明	合計 (未記入含む)
小規模(5名以下)	105	54	48	7	164	156	87	8	10	55	48	11	221	0	45	1,019
中規模(6~20名)	88	19	30	2	49	19	15	0	0	8	4	1	31	0	4	270
大規模(21名以上)	51	4	20	1	24	9	5	0	0	4	4	0	21	0	0	143
業種別合計	244	77	98	10	237	184	107	8	10	67	56	12	273	0	49	1,432

### (2) アシストコースの実実施社数・件数

【実施企業の業種、規模等】

	製造業	建設業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	その他サービス業	その他	合計 (不明含む)
小規模(5名以下)	40	20	5	2	32	63	45	3	6	23	27	7	76	0	349 (149)
中規模(6~20名)	33	9	5	0	13	12	13	0	0	1	2	1	8	0	97 (98)
大規模(21名以上)	16	3	1	0	1	1	2	0	0	3	3	0	1	0	31 (31)
業種別合計	89	32	11	2	46	76	60	3	6	27	32	8	85	0	477 (619)

【規模×課題】

	創業・新事業展開	事業転換	販売戦略	海外展開	社内体制整備	生産管理	IT活用	資金繰り	事業再生	その他 (不明含む)	規模別合計
小規模(5名以下)	93	5	1,544	0	195	21	46	55	4	110	2,073
中規模(6~20名)	11	0	331	2	154	22	14	19	0	15	568
大規模(21名以上)	2	0	101	0	80	18	13	1	1	3	219
課題別合計	106	5	1,976	2	429	61	73	75	5	128	2,860

### (3) アドバンスコースの実実施社数・件数

【実施企業の業種、規模等】

	製造業	建設業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	その他サービス業	その他	合計 (不明含む)
小規模(5名以下)	22	7	4	0	11	30	14	3	2	12	15	3	26	0	149 (205)
中規模(6~20名)	14	4	0	0	8	9	0	0	0	1	0	0	4	0	40 (40)
大規模(21名以上)	12	1	1	2	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	21 (21)
業種別合計	48	12	5	2	20	40	14	4	2	14	15	3	31	0	210 (269)

【規模×課題】

	創業・新事業展開	事業転換	販売戦略	海外展開	社内体制整備	生産管理	IT活用	資金繰り	事業再生	その他 (不明含む)	規模別合計
小規模(5名以下)	16	6	495	0	30	2	21	10	0	234	814
中規模(6~20名)	9	0	90	0	45	8	10	5	0	7	174
大規模(21名以上)	0	0	53	0	31	0	0	0	0	0	84
課題別合計	25	6	638	0	106	10	31	15	0	241	1,072

以上

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2  
電話：03-3283-7388  
<https://www.keieiryoku.jp/>

## 資料 1 - 2

2024年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス  
収支決算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算見込額	差額	備考
負担金	85,891,712	85,891,712	0	・「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス事業」負担金（東京都）
合計	85,891,712	85,891,712	0	

## 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算見込額	差額	備考
プロジェクト 推進体制事業費	50,558,455	49,942,124	-616,331	・事務局運営委託費 ・賃貸料等 ・各種会議開催費 ・チェックシート、ハンドブック等作成費 ・診断士情報登録管理費 ・各種説明会開催費 等
広報・PR事業費	20,003,257	19,966,656	-36,601	・ホームページ管理・維持費・改修費 ・WEBセキュリティ対策費 ・専門家コラム執筆料 ・各種動画PR費 ・チラシ等制作費 ・広告掲載費 ・PR費用負担金 ・セミナー開催経費負担金 等
進捗管理・ 成果普及事業費	15,330,000	15,054,712	-275,288	・経営分析報告書データベース化 ・諸会議開催費 ・専門家支援イメージ動画制作費 ・年次報告会開催経費 ・利用者アンケート分析費用 等
支出合計	85,891,712	84,963,492	-928,220	
収支剰余金	0	928,220	928,220	・東京都へ返還
合計	85,891,712	85,891,712	0	

令和7年3月31日

## 監査報告書

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会

委員長 田中 慎一 殿

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会

監事 高橋 佳宏



中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会設置要綱第9第2項の規定により、下記について監査をした結果、適正にして事実と相違ないことを確認しましたので報告します。

### 記

- 1 2024年度中小企業活力向上プロジェクトアドバンス 事業報告書
- 2 2024年度中小企業活力向上プロジェクトアドバンス 収支決算書

## 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会財務規程新旧対照表

改正案	現行
<p>中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会財務規程</p> <p style="text-align: right;">制定 2022年4月1日 一部改正 2025年2月10日 <u>一部改正 2025年 月 日</u></p> <p>第1条から第16条まで (現行のとおり)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第17条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第15条の定めによらず特定の1者と契約を締結することができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき (2) 競争入札に付することができないとき (3) 予定価格が<u>200</u>万円未満の売買契約その他の契約をするとき (4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第4号により特定の1者と契約を締結する場合、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第3号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項第3号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が<u>100</u>万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。</p> <p>第18条から第25条まで (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、2022年4月1日から施行する。</p>	<p>中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会財務規程</p> <p style="text-align: right;">制定 2022年4月1日 一部改正 2025年2月10日</p> <p>第1条から第16条まで (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第17条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第15条の定めによらず特定の1者と契約を締結することができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき (2) 競争入札に付することができないとき (3) 予定価格が100万円未満の売買契約その他の契約をするとき (4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第4号により特定の1者と契約を締結する場合、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第3号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項第3号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が50万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。</p> <p>第18条から第25条まで (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、2022年4月1日から施行する。</p>

## 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会財務規程新旧対照表

改正案	現行
<p>附則 この要綱は、2025年2月10日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、2025年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附則 この要綱は、2025年2月10日から施行する。</p>

## 資料 2 - 2

### 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会財務規程

制定 2022年4月1日

一部改正 2025年2月10日

一部改正 2025年 月 日

#### (目的)

第1条 この規程は、中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会（以下「本委員会」という。）における財務処理および会計処理に必要な事項を定める。

#### (会計年度)

第2条 本委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 収益および費用の発生ならびに資産、負債および正味財産の増減または異動の所属する会計年度は、その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とし、その日を決定しがたい場合は、その原因となる事実を確認した日の属する会計年度とする。

#### (財務処理、会計処理の担当)

第3条 本委員会の財務処理、会計処理は事務局長が行う。

- 2 委員長は、必要があるときは、事務局長より報告を徴し、または調査することができる。
- 3 事務局長は事務局業務の委託先より報告を徴し、または調査をすることができる。

#### (帳簿)

第4条 本委員会は、現預金出納帳、その他必要に応じた補助簿を備え、適切な資金管理を行うものとする。

#### (帳簿等の保存期間)

第5条 本委員会は、前条で定める帳簿、その他証票書類、契約書等の財務・会計事務に関する書類を原則5年間保存するものとする。

- 2 保存期間を経過した書類で、事務局長がなお必要であると認めるものは、さらに年限を定めて保存することができる。

#### (出納の管理)

第6条 事務局長は、現金、預金の出納を承認するときは、本委員会の事業計画および収支予算に適合しているか確かめなければならない。

- 2 事務局長は、事務局業務の委託先における現金、預金の出納が、本委員会の事業計画

及び収支予算に適合しているかを管理しなければならない。

- 3 保管金は、業務上必要となる手許現金を除き、全て金融機関に預け入れるものとする。
- 4 事務局長は、本委員会の金融機関口座の預金通帳、届出印、キャッシュカード等は、所定の金庫に保管することを徹底し、紛失・盗難等の防止に努めなければならない。
- 5 事務局長は、保管金を事務局業務の委託先名義の金融機関口座に預け、事務局業務の委託先に現金、預金の出納を行わせることができる。この場合、事務局業務の委託先が適正に保管金の管理、経理処理を行うよう管理しなければならない。

#### (金融機関口座の名義人)

第7条 本委員会の金融機関口座の名義人は事務局長とする。

#### (取引金融機関)

第8条 本委員会が口座を設ける金融機関は、事務局長が決定する。

#### (請求の通知)

- 第9条 事務局長または事務局業務の委託先は、本委員会の収入として徴収すべき金額が確定した場合、速やかに期限を決めて債務者に請求するものとする。請求は、原則として文書により行うものとするが、口頭等その他の方法で行うことを妨げない。
- 2 事務局長が認める場合、請求を通知する文書は事務局業務の委託先名義にて発出することができる。但し、本委員会の事務局業務であることを発出文書上に明記しなければならない。

#### (収納の方法)

- 第10条 本委員会の収納は、本委員会名義または事務局業務の委託先名義の取引金融機関口座への送金による方法を原則とする。但し、やむを得ない理由があると事務局長が認める場合、または収納金額が少額である場合には、現金等による収納を行うことができる。
- 2 事務局長または事務局業務の委託先は、収納があった場合は、領収書を納入者に交付しなければならない。但し、本委員会名義または事務局業務の委託先名義の取引金融機関口座への送金により収納した場合は、領収書の交付を省略することができる。

#### (支出の方法)

- 第11条 本委員会は、支出の原因となる債務が確定した場合は、当該支出に係る法令、請求書、契約書、その他証拠書類（以下「請求書等」という。）に基づき、債務額を債権者に支出しなければならない。但し、やむを得ない理由で請求書等が徴しがたいと事務局長が認める場合、その他請求書等を徴する必要がないと事務局長が認める場合は、請求書等がなくても支出することができる。

- 2 事務局長が支出を承認する場合は、支出金額、債権者等の正誤ならびに支出の内容が法令、または契約等に違反がないかを確認しなければならない。
- 3 第1項に規定する請求書及びその他証拠書類については、事務局長が認める場合、事務局業務の委託先の名義の領収書及びその他証拠書類によって代えることができる。但し、本委員会の事務局業務であることが書類上に明記されていなければならない。
- 4 本委員会は、原則として債権者の指定する金融機関口座への送金によって支出を行う。但し、やむを得ない理由があると事務局長が認める場合、支出額が少額である場合には、現金等による支出を行うことができる。
- 5 1件の債務に対する支出額が3万円を超える場合、事務局長または事務局業務の委託先は支出内容等について起案文書を作成し、事前に決裁を受けた後に支出するものとする。但し、当該支出が緊急を要する場合は、事務局長の判断で決裁前に支出を行うことができるものとする。

#### (領収書)

- 第12条** 本委員会が支出する場合は、支出の相手方が発行する領収書を受け取らなければならない。但し、相手方の金融機関口座への送金により支出する場合は、金融機関発行の振込明細等により領収書に代えることができる。
- 2 前項による領収書の徴求が困難な場合には、事務局長の支払い確認またはその他支払いの確認ができる書類によって領収書に代えることができる。
  - 3 第1項に規定する領収書については、事務局長が認める場合、事務局業務の委託先の名義の領収書によって代えることができる。但し、本委員会の事務局業務であることが領収書上に明記されていなければならない。

#### (資産管理)

- 第13条** 本委員会は、取得価額が10万円以上の資産、物品について資産管理台帳（別記様式第1号）に掲載し、変動のつど所要の記録を行い管理しなければならない。

#### (契約)

- 第14条** 本委員会が締結する契約は、委員長名または事務局長名で行うものとする。但し、事務局長が認める場合、事務局業務の委託先の代表者名で契約できるものとする。
- 2 前項但書に基づき、事務局業務の委託先の代表者名で契約を行う場合は、契約文書上で本委員会の事務局業務であることが分かるようにしなければならない。

#### (契約方法)

- 第15条** 実行委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。

- (1) 競争入札による方式
  - (2) 企画提案方式
  - (3) 前2号以外で競争性を確保した方法
- 2 前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。

#### (入札参加者等の指名)

- 第16条** 実行委員会は、一定の価額以上となる契約に係る競争入札の参加者等を指名しようとする場合は、その案をあらかじめ業者等選定委員会に付議するものとする。
- 2 前項の予定金額並びに業者等選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

#### (随意契約)

- 第17条** 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第15条の定めによらず特定の1者と契約を締結することができる。
- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
  - (2) 競争入札に付することができないとき
  - (3) 予定価格が200万円未満の売買契約その他の契約をするとき
  - (4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき
- 2 前項第1号、第2号及び第4号により特定の1者と契約を締結する場合、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第3号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項第3号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が100万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

#### (契約書の作成)

- 第18条** 本委員会は、契約の相手方を決定した場合、速やかに次の事項を記載した契約書または請書、その他契約書に代わる文書を作成しなければならない。但し、契約の性質、目的により該当のない事項については、その記載を要しない。
- (1) 契約の目的
  - (2) 契約の金額
  - (3) 履行期限、または契約期間
  - (4) 契約履行の場所
  - (5) 契約金額の支払、または受領の時期および方法

- (6) 履行の遅滞、その他債務不履行の場合における損害賠償
  - (7) 個人情報、機密情報の取扱い
  - (8) その他契約内容に則して必要な事項
- 2 前項の規定に関わらず次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。
- (1) 契約金額が100万円未満の契約の場合
  - (2) その他、事務局長が、契約書の作成の必要がないと認める場合
- 3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は事務局長が求める場合を除き、請書その他これに準ずる書類を作成するものとする。
- 4 前項の規定において、「軽易なもの」とは次の各号の一に該当し、かつ現金による支払いが妥当と認められるものを言う。
- (1) 消耗品費
  - (2) 通信費・運搬費
  - (3) 会議費（会場使用料を除く）
  - (4) 旅費・交通費

#### (検査)

- 第19条 事務局長は、契約の相手方の契約履行の確実性、または履行完了を確認するため、必要な検査を行わなければならない。

#### (予算)

- 第20条 本委員会の予算の期間は一会計年度とする。

#### (予算編成)

- 第21条 予算には、予定収入、予定支出の金額、予備費等を記載し、事業計画案とともに、委員長が作成し、全委員に提示のうえ、委員の過半数の承認を得なければならない。
- 2 委員長は、事業計画の修正、その他の理由により既定の予算に変更を加える必要が生じた場合は、補正予算を作成し、全委員に提示のうえ、過半数の承認を得なければならない。

#### (専決処分)

- 第22条 委員長は、緊急を要し委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条に掲げる事項について専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、これを次の委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

#### (予算の執行)

- 第23条 委員長は、事務局長に命じ、事業計画に従って予算を執行するものとする。
- 2 支出予算の執行は、各科目に定められた範囲内で行わなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合は、委員長の承認のもと、事務局長が科目間の調整による変更を行い、予算の執行を行うことができる。

(収支決算書の作成)

**第24条** 委員長は、毎会計年度終了後速やかに当該会計年度に係る収支決算書を作成し、監事の認証を得たうえで、全委員に提示し、委員の過半数の承認を得なければならない。

(補足)

**第25条** この規程の実施に関し必要な事項、またはこの規程に定めがない事項は、事務局長が定めるものとする。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、2025年 月 日から施行する。

## 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会業者等選定委員会設置要綱新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会業者等 選定委員会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 2025年2月10日 <u>一部改正 2025年 月 日</u></p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 一件予定価格<u>300</u>万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する こと</p> <p>(2) 一件予定価格<u>200</u>万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に 関すること</p> <p>(3) 一件予定価格<u>200</u>万円以上の委託契約に係る業者の選定に関する こと</p> <p>(4) 一件予定価格<u>150</u>万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する こと</p> <p>(5) 前各号を除き、一件予定価格<u>100</u>万円以上の特定業者の選定に関する こと</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長(以下「事務局長」という。) が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関する こと</p> <p>第3条から第9条まで (現行のとおり)</p> <p>附則 この要綱は、2025年2月10日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、2025年 月 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会業者等 選定委員会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 2025年2月10日</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 一件予定価格160万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する こと</p> <p>(2) 一件予定価格100万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に 関すること</p> <p>(3) 一件予定価格100万円以上の委託契約に係る業者の選定に関する こと</p> <p>(4) 一件予定価格80万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する こと</p> <p>(5) 前各号を除き、一件予定価格50万円以上の特定業者の選定に関する こと</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長(以下「事務局長」という。) が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関する こと</p> <p>第3条から第9条まで (略)</p> <p>附則 この要綱は、2025年2月10日から施行する。</p>

## 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会業者等

### 選定委員会設置要綱

制定 2025年2月10日

一部改正 2025年 月 日

#### (目的)

**第1条** 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会（以下「実行委員会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な実行委員会運営に資するため、中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

**第2条** 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 一件予定価格 300 万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事
- (2) 一件予定価格 200 万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事
- (3) 一件予定価格 200 万円以上の委託契約に係る業者の選定に関する事
- (4) 一件予定価格 150 万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事
- (5) 前各号を除き、一件予定価格 100 万円以上の特定業者の選定に関する事
- (6) 前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関する事

#### (構成)

**第3条** 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都産業労働局商工部調整課長【事務局外の職員】

委員 同局商工部大型店環境調整担当課長【事務局外の職員】

同局商工部調整課課長代理（経理担当）【事務局外の職員】

- 2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

#### (選定委員会の運営)

**第4条** 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出席させ、議事に加わらせることができる。

(招集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、産業労働局の設置する指名業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この要綱は2025年2月10日から施行する。

附則

この要綱は2025年 月 日から施行する。

## 2025年7月 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会 契約予定概要一覧(入札案件・特命随意案件)

契約・発注時期	支出項目	件名・内容	過年度実績額	発注形態	備考
2025年8月	進捗管理・ 成果普及事業費	2025年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する 分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約） 紙媒体に記載された「中小企業活力向上チェックシート」及び「経営分析 報告書」の内容を、集計・分析用の電子データに変換するため、データ入力 業務を行う	2,497,440	競争入札	
2025年8月	プロジェクト 推進体制事業費	2025年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業 経 営分析登録診断士データ収集・チェック・登録（洗替作業） 経営分析の際に、事業所への派遣を希望する中小企業診断士のプロフィール データ（氏名、専門分野、指導実績等）の収集・チェック・登録を行う	972,400	特命随意	2022年度（アドバ ンス事業初年度） 実績額

# 2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約）

## 募集要領

### 1 契約番号

07-004(競争入札)

### 2 応募要件

データ入力業務実施実績があり、東京都における 2025 年度物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目 121「情報処理業務」の「C」に格付けされていること。

### 3 件名

2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約）

### 4 履行場所

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会が指定する場所

### 5 概要

中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業の中核となる「経営分析」の際に使用・作成される、紙媒体に記載された「中小企業活力向上チェックシート」及び「経営分析報告書」の内容を、集計・分析用の電子データに変換するため、データ入力業務を行う。入力データは、支援事例集や事業報告書等の作成、及び事業成果の検証を行う際などの基礎データとして活用するため、入力したデータ、重複企業のスクリーニングを行う。

### 6 履行期間

2025 年 8 月 25 日（月）から 2026 年 3 月 31 日（火）まで

### 7 契約方法

希望制指名競争入札

### 8 開札予定日

2025 年 8 月 19 日(火)16 時頃

### 9 希望申請期間

2025 年 7 月 18 日(金)14 時から 2025 年 7 月 24 日(木)14 時まで

## 10 希望申請方法

希望申請する者は、を次のとおり電子メールで提出すること。

- ・様式1「希望票」
- ・様式2「経営状況・契約実績確認票」
- ・競争入札参加資格者であることを証明する書類

### ・希望票提出先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

メールアドレス：[S0000482@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000482@section.metro.tokyo.jp)

件名：2025年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約）（希望票）

## 11 質問等

募集要領及び仕様書についての質問は、以下の期間内に受付・回答しますので、様式3「質問票」により、メールで送付してください。なお、口頭での質問は一切受け付けません。

### (1)質問期間

指名通知のあった日から2025年8月7日(木)18時まで

### (2)質問方法

様式3「質問票」に質問事項を記入した上、次のとおり電子メールで提出すること。また、メールを送付した旨を電話連絡してください。

### ・質問票提出先

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局

メールアドレス：[info@keieiryoku.jp](mailto:info@keieiryoku.jp)

件名：2025年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約）（質問票）

### (3)回答方法

メールにて、全ての指名通知者に回答を公表します。なお、全ての指名通知者から質問がない場合は回答しませんので、予めご了承ください。

### (4)回答日

2025年8月8日(金)正午まで（予定）

## 12 入札

### (1)入札方法

様式4「入札書」および様式5「見積内訳書」に必要事項を記載し、パスワードを設定の上、以下提出先にメールにて提出してください。

### ・入札書提出先

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局

メールアドレス：[info@keieiryoku.jp](mailto:info@keieiryoku.jp)

件名：2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約）（入札書）

(2)入札期間

質問回答後から 2025 年 8 月 18 日（月）14 時まで

(3)留意事項

- ・入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力してください。
- ・落札決定に当たっては入札金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって落札価格とします。

(4)入札の辞退

指名通知後に入札を辞退する場合は、様式 6「辞退届」を 2025 年 8 月 8 日（金）正午までに提出してください。

・ 辞退届提出先

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局

メールアドレス：[info@keieiryoku.jp](mailto:info@keieiryoku.jp)

件名：2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約）（辞退届）

13 その他

- (1)別紙仕様書等を確認の上、希望申請届を提出してください。
- (2)複数会社による共同企業体で希望申請届を提出することも可能です。その際は、共同企業体に参画するいずれかの会社が、応募要件に記載した業務実績を有することが必要になります。
- (3)契約方法は希望制指名競争入札です。指名業者の選定については、応募要件該当性などから、中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会業者等選定委員会において決定します。
- (4)指名等通知は、2025 年 8 月 1 日(金)に行う予定です。なお、希望申請届の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。

## 希 望 票

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局 御中

令和 年 月 日

整理番号	07-004	件名	2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する分析報告書等のデータ入力業務委託(単価契約)
------	--------	----	--

商号又は名称(ふりがな) 代表者役職・氏名	ふりがな	
本店所在地	(〒 )	
申込担当者連絡先	[部署名]	
	[担当者氏名]	
	[所在地]	(〒 ) ※本社所在地と同じ場合は省略可
	[電話番号]	
	(担当者携帯電話番号)	(緊急連絡用)
	[メールアドレス]	

↓東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者情報を記入

東京都受付番号	
営業種目	
格付等級・順位	
(代理人)	代理人を設定している場合は、受付票と同様に記載してください。 代理人所在地 支店名等 代理人名

※希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。

※指名通知はメールにて行う予定です。

## 経営状況・契約実績確認票

## 1 会社概要

商号又は名称			
設立年月日			
総従業員数（人）			

## 2 資本金・経営状況

(単位：千円)

資本金（申請日現在の登記上の金額）								
経営状況	対象事業年度	令和	年	月	～	令和	年	月
	貸借対照表	流動資産						
		固定資産						
		資産合計	0					
		流動負債						
		固定負債						
		負債合計	0					
		純資産						
		負債＋純資産合計	0					
	損益計算書	総売上高【税抜き】						

## 3 過去3年間の実績一覧

(本案件の業務内容に類似する官公庁等又は中小企業活力向上プロジェクトに係る実行委員会の案件を記入ください)

(単位：円)

No	契約日 (直近のものから)	契約期間	契約件名	契約金額 【税抜き】	委託者名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 官公庁等とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人をいう。

※ 行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。

## 質問票

件名	2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業 に関する分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約）
連絡先	中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局 メールアドレス：info@keieiryoku.jp *この質問票はメールにて送付すること
質問受付期間	指名通知のあった日から 2025 年 8 月 7 日（木）18 時まで
質問事項  *仕様書、募集要領等の 文書名、該当番号、段 落等を記入し、質問事 項を明確にすること。	
質問者 (必ず記入すること)	会社名： 担当者所属・氏名： 電話番号： メールアドレス：



## 資料4-1

(見積内訳書)

【様式5】

2025年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する分析報告書等のデータ入力業務委託(単価契約)

## (A)データ入力費

項目	想定件数 (件)	予定単価 (1件あたり) (円)	予定金額 (円)
チェックシート	1,500		0
経営分析報告書	1,500		0
計			0

小計(推定総金額)

(A)

0

消費税及び地方消費税

(小計の10%)

0

合計(推定総金額)

0

# 資料 4 - 1

【様式6】

令和 年 月 日

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局 御中

当社は、2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約）に伴う入札への参加を辞退いたします。

住所

---

名称

---

代表者名

---

業務責任者部署及び氏名

---

連絡先電話番号

---

E-Mailアドレス

---

## 【連絡先】

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局

メール：info@keieiryoku.jp

\*この辞退届はメールにて送付すること

2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に  
関する分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約）

# 仕様書

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会  
事務局

## 1. 件名

2025年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する分析報告書等のデータ入力業務委託（単価契約）

## 2. 概要

中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業の中核となる「経営分析」の際に使用・作成される、紙媒体に記載された「中小企業活力向上チェックシート」及び「経営分析報告書」の内容を、集計・分析用の電子データに変換するため、データ入力業務をおこなう。入力データは、支援事例集や事業報告書等の作成、及び事業成果の検証を行う際などの基礎データとして活用するため、入力したデータ、重複企業のスクリーニングを行う。

## 3. 契約期間

2025年8月25日（月）から2026年3月31日（火）まで

## 4. 履行場所

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会が指定する場所

## 5. 委託業務

### (1) 業務内容

本業務は、中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業における基幹業務の推進を支えるものであり、その特性上、高度な正確性、機密保持、および厳格なプロジェクト管理が要求される。受託者は、下記に定める各業務を、委託者の要求水準を充足する形で遂行しなければならない。

(ア) データ入力および構造化業務: 提供される紙媒体（「中小企業活力向上チェックシート」及び「経営分析報告書」）に記載された非定形データおよび定形データを、委託者が別途指定するデータ構造（例：Microsoft Excel、CSV等）に基づき、電子的形式へ正確かつ迅速に変換する。この際、単なる転記に留まらず、記載内容の文脈を正確に把握し、適切な項目へのマッピングを行うこと。特に、自由記述欄等に含まれる非構造化データについても、必要に応じて構造化されたデータとして抽出・整理すること。

(イ) データ品質保証および検証業務（ダブルチェック体制）: 入力されたデータは、その後の集計・分析の基礎となるため、絶対的な正確性が不可欠である。このため、受託者は、以下の多層的な品質保証体制を構築し、本業務に適用すること。

(ウ) 一次入力者による検証: 各入力担当者は、自身の入力作業完了後、入力内容と原紙の内容を照合し、初期段階での誤謬を排除すること。

(エ) 二次検証（ダブルチェック）: 一次入力者とは異なる独立した担当者が、入力データ全体に対し、原紙との厳密な突き合わせによる照合作業を実施する。特に、数値データ、固有名詞、業種コード等のキーデータに関しては、全件照合を徹底すること。

(オ) 論理チェックおよび整合性検証: 入力されたデータ間における論理的な矛盾や整合性の欠如がないか、予め定められたルールに基づきシステムの、または目視によるチェックを実施する。例えば、特

定の選択肢が排他的である場合や、数値範囲が限定されている場合等について検証を行う。上記ダブルチェック体制は、その実施記録および是正履歴を明確に文書化し、委託者が確認可能な状態を維持すること。

- (カ) データ加工およびクリーニング業務（重複排除・業種判断の正確性確保）：入力データが支援事例集や事業報告書等の作成、事業成果の検証に活用されることを鑑み、単なるデータ入力に加えて、高度なデータ加工およびクリーニング作業を行うこと。
- (キ) 重複企業のスクリーニング：過去からの登録情報データベース（委託者より提供）と照合し、同名の企業であっても実態が異なる企業であるか、あるいは過去に登録済みの企業であるかを判断し、重複するデータを効率的かつ正確に排除するプロセスを確立すること。この際、企業名表記の揺れ、法人格の有無、所在地情報等を総合的に判断すること。
- (ク) 業種判断の正確性確保：「中小企業活力向上チェックシート」に記載される事業内容等に基づき、日本標準産業分類等の一般的な分類体系に則り、当該企業の業種を正確に判断し、適切な業種コードを付与すること。特に、サービス業や複合事業を行う企業など、判断が困難なケースにおいては、一般的な業界知識と日本語による記載内容の深い理解に基づき、適切な業種判断を行うこと。
- (ケ) プロジェクト管理および進捗報告：本業務の円滑な遂行を保障するため、受託者は、以下の事項を遵守し、専門的なプロジェクト管理体制を構築すること。
- (コ) プロジェクト管理者の選定：本業務の開始にあたり、受託者内部に、本業務全体を統括し、委託者との主要な窓口となるプロジェクト管理者を一名選定すること。当該プロジェクト管理者は、本仕様書の内容を深く理解し、データ入力、品質保証、データ加工、セキュリティ管理、および納期遵守に関する全責任を負うものとする。
- (サ) 作業計画および進捗管理：精緻な作業計画を策定し、進捗状況を定期的に（週次または月次等、委託者と協議の上決定）委託者に報告すること。進捗報告には、作業完了件数、残件数、品質状況（エラー発生率等）、課題、および今後の対応計画を含めること。
- (シ) 年間複数回納品体制：本業務は、年間を通じて複数回（例：四半期ごと、計4回）に分けてデータの入力および検証作業を実施し、中間報告および中間納品を行うものとする。具体的な納品回数およびスケジュールは、契約締結後、委託者と協議の上、別途定める。最終納品は契約期間内に完了させること。
- (ス) 日本語理解能力を有する作業員の配置：本業務におけるデータ入力およびデータ加工業務は、日本語で記載された原紙の内容を正確に理解し、その文脈から適切な判断を行う必要があるため、当該作業に従事する者は、業務遂行に十分な日本語理解能力（読み書き、および必要に応じて会話）を有すること。
- (セ) 情報セキュリティ管理体制：本業務において取り扱うデータには、中小企業の経営情報や個人情報が含まれるため、これらを機密情報として認識し、最高水準の情報セキュリティ体制を構築・維持すること。
- (ソ) 物理的セキュリティ：作業場所への入退室管理、書類の施錠保管、作業エリアへの第三者の立ち入り制限等、物理的なセキュリティ対策を徹底すること。
- (タ) 論理的セキュリティ：データへのアクセス権限管理（最小権限の原則）、パスワードポリシーの徹底、不正アクセス対策（ファイアウォール、IDS/IPS等）、ウイルス対策ソフトウェアの導入および最新

状態の維持、暗号化通信の利用（データ転送時）等、情報システムにおけるセキュリティ対策を講じること。

(チ) 人的セキュリティ: 従業者に対する定期的な情報セキュリティ教育・研修の実施、秘密保持契約の締結、および内部規程の整備・周知を徹底すること。

(ツ) データ破棄: 委託期間終了後、委託者から返還指示のあったデータおよびその複製物については、完全消去、物理的破壊等の手段により、復元不可能な方法で破棄すること。受託者は、これらのセキュリティ体制に関する詳細を文書化し、委託者の求めに応じて提出すること。

## (2) 納品データの仕様

(ア) 形式: Microsoft Excel 形式を原則とするが、その他、委託者が指定するデータ形式（例：CSV、特定のデータベース形式等）にも柔軟に対応すること。

(イ) 構造: 各チェックシートおよび報告書の内容を正確に反映し、集計・分析が容易な形式で整理されていること。データ項目、データ型、入力規則等については、委託者と協議の上、別途定義書を作成し、これに準拠すること。

(ウ) 予定数量件数: 中小企業活力向上チェックシート入力件数 1,500 件

経営分析報告書入力件数 1,500 件

(エ) 品質基準: 入力エラー率 0.01%以下（別途定義）、重複データ排除率 100%、業種判断の正確性 99%以上（別途定義）を目標とする。

## (3) 納品条件

(ア) 納品データは、入力漏れや誤りのない状態で、上記品質基準を充足していること。

(イ) データは、委託者が指定する電子媒体（例：暗号化された USB メモリ、セキュアなファイル転送サービス等）または委託者が指定するクラウドストレージを通じて納品すること。

(ウ) 納期は、年間複数回の中間納品および最終納品を含め、契約締結後、委託者と協議の上確定したスケジュールを厳守することが必須である。各納品時には、納品データと合わせて、品質保証報告書、進捗報告書、および特記事項等を提出すること。

(エ) 納品後、委託者による一定期間の確認期間を設けるものとし、当該期間内に発見された不備については、受託者の責任と費用負担において速やかに修正・再納品を行うこと。

## 6. 請求方法

(1) 業務完了後、委託者に請求すること。なお、適格請求書発行事業者は、登録通知書の写し又は国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの写しを提出すること。

(2) 業務終了後、速やかに別紙 1「委託業務完了届」を委託者に提出し、履行の確認を受けること。

## 7. 業務履行における遵守事項及び留意点

(1) 業務の背景及び目的を十分理解し、本業務の履行にあたること。

(2) 受託者は、無理のないスケジュールを立案の上、適切な進行管理を行い、業務を確実に執行すること。

(3) 契約締結後、速やかに委託者と打合せを行うこと。日時等は委託者から指示し、受託者と調整の上、決定する。

(4) 本業務の履行に当たっては、委託者と十分な調整を行うこととし、委託内容に疑義が生じた場合、直

ちに委託者と協議すること。

- (5)本業務の履行に伴い発生する成果物等に係る全ての権利は、当実行委員会に帰属する。
- (6)本業務に関するデータ類の管理は、善管注意義務を負い、委託者が認める場合を除き、目的外の使用、提供、複写及び複製をしてはならない。また、委託が終了した後は、これらを速やかに返還し、また、複写及び複製したものについても、その内容が判読不能な状態となるような処理を施した上で、廃棄処分しなければならない。
- (7)受託者は、委託事項の実施に際し、関連する法令等を遵守しなければならない。

## 8. 知的財産権、使用権等について

- (1)本業務に伴い発生した一切の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は委託者に帰属するものとし、受託者は著作権者人格権を行使しないこと。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2)本業務を履行するに当たり、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続を行うこと。
- (3)納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 9. 秘密の保持

- (1)受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。
- (2)受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。
- (3)受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。なお、契約終了後においても同様とする。

## 10. 再委託の取扱い

- (1)受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。但し、委託者が書面により承諾をした場合に限り、受託者は本件業務の再委託をすることができる。
- (2)この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

## 11. 損害賠償責任

受託者は、業務の履行に当たり、故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、その損害賠償責任を負うものとする。また、委託者が賠償責任を負った場合でも、受託者の責任も認められた場合には、委託者は受託者に対し求償権を行使することができるものとする。

12. その他

本仕様書に定めのない事項は、必要の都度、委託者と受託者で協議するものとする。

13. 担当部署

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局（東京商工会議所内）

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-2-2丸の内二重橋ビル4F

電話 03-3283-7388

以上

## 委託業務完了届

令和 年 月 日

東京商工会議所

「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会」 御中

受託者 住所  
法人の場合は  
名称及び  
代表者氏名 氏名

下記の委託業務を本日完了したので届け出ます。

(委託) 件名	
契約番号	
請求合計金額	金 円 (税込)

確認・検査 年月日	年 月 日	担当者氏名 及び印	印
--------------	-------	--------------	---

備考 : 印刷物作成時の納品書等、委託業務の完了を示す書類をもって本書類に代えることができる。

## データ収集・チェック・登録仕様書

件名	2025年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業 経営分析登録診断士データ収集・チェック・登録（洗替作業）
委託期間	契約の日から 2025年9月30日
委託内容	<ul style="list-style-type: none"><li>① 一般社団法人東京都中小企業診断士協会に所属する中小企業診断士に対し、「中小企業診断士登録申請書」を配布し、経営分析業務への登録希望有無や指導実績等の記載を依頼する。</li><li>② 一般社団法人東京都中小企業診断士協会が持つ会員データベースを参照のうえ、「中小企業診断士登録申請書」に記載されている内容について精査を行う。</li><li>③ 「中小企業診断士登録申請書」の情報を実行委員会指定の所定フォームへ登録のうえ、実行委員会宛に提出する。</li></ul>
規格	数量：1300件（予定）
	Microsoft Excel へのデータ入力
納期	2025年9月30日
納入方法	中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会へ電子媒体で納品する。
備考	但し、洗い替え作業の実績（登録件数）に応じて、1件/1,320円（消費税込み）で精算するものとする。

## 特命随意契約理由書

件名	2025年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業 経営分析登録診断士データ収集・チェック・登録（洗替作業）
採用者氏名・住所	氏名 一般社団法人東京都中小企業診断士協会 住所 東京都中央区銀座 2-10-18
特命理由	<p>中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業では、都内中小企業等の底力向上と将来の成長を後押しするため、都内の中小企業支援機関が総力を挙げて、都内中小企業の抱える経営課題の解決を支援している。</p> <p>この度、中小企業活力向上事業の実施にあたり、経営分析の際の中小事業所への派遣を希望する中小企業診断士のプロフィールデータ（氏名、専門分野、指導実績等）の収集・チェック・登録を行う。</p> <p>本業務の履行にあたっては、多数の中小企業診断士の情報を収集する必要があり、中小企業診断士との豊富なネットワークを有していることが求められる。</p> <p>同協会は約 5,000 名の中小企業診断士を会員とする団体であり、広く中小企業診断士に本プロジェクト経営分析実務への登録希望の有無を確認した上で、プロフィールデータの収集・チェック・登録を実施することができる都内で唯一の団体である。</p> <p>さらに、当事業の前身事業の実施時から、経営診断の実務を担当する中小企業診断士のプロフィールデータ（氏名、専門分野、指導実績等）の登録・チェック業務を良好に実施した実績もある。</p> <p>以上のことから、本業務を遂行できるのは、一般社団法人東京都中小企業診断士協会をおいて他に存在しないため、上記事業者を契約の相手方に特命する。</p>

## 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会 入札結果報告

契約番号	開札日時	件名	落札者	落札金額（税込）	入札者及び入札金額（税抜き）
07-001	2025年3月	2025 年度 中小企業活力向上ハンドブック印刷業務委託	株式会社オピカ	1,772,100円	①株式会社オピカ（1,611,000円）
07-002	2025年3月	2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス事業に関する動画広告掲出業務委託	株式会社アーツエイハン	2,959,000円	①株式会社アーツエイハン（2,690,000円） ②株式会社オピカ（2,980,000円） ③パール商事株式会社（辞退）
07-003	2025年5月	2025 年度 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局運営業務に係る事務 担当者の派遣契約（単価契約）	パーソルテンプスタッフ株式会社	1 時間当たりの単価 2,600 円	①パーソルテンプスタッフ株式会社（2,364円）

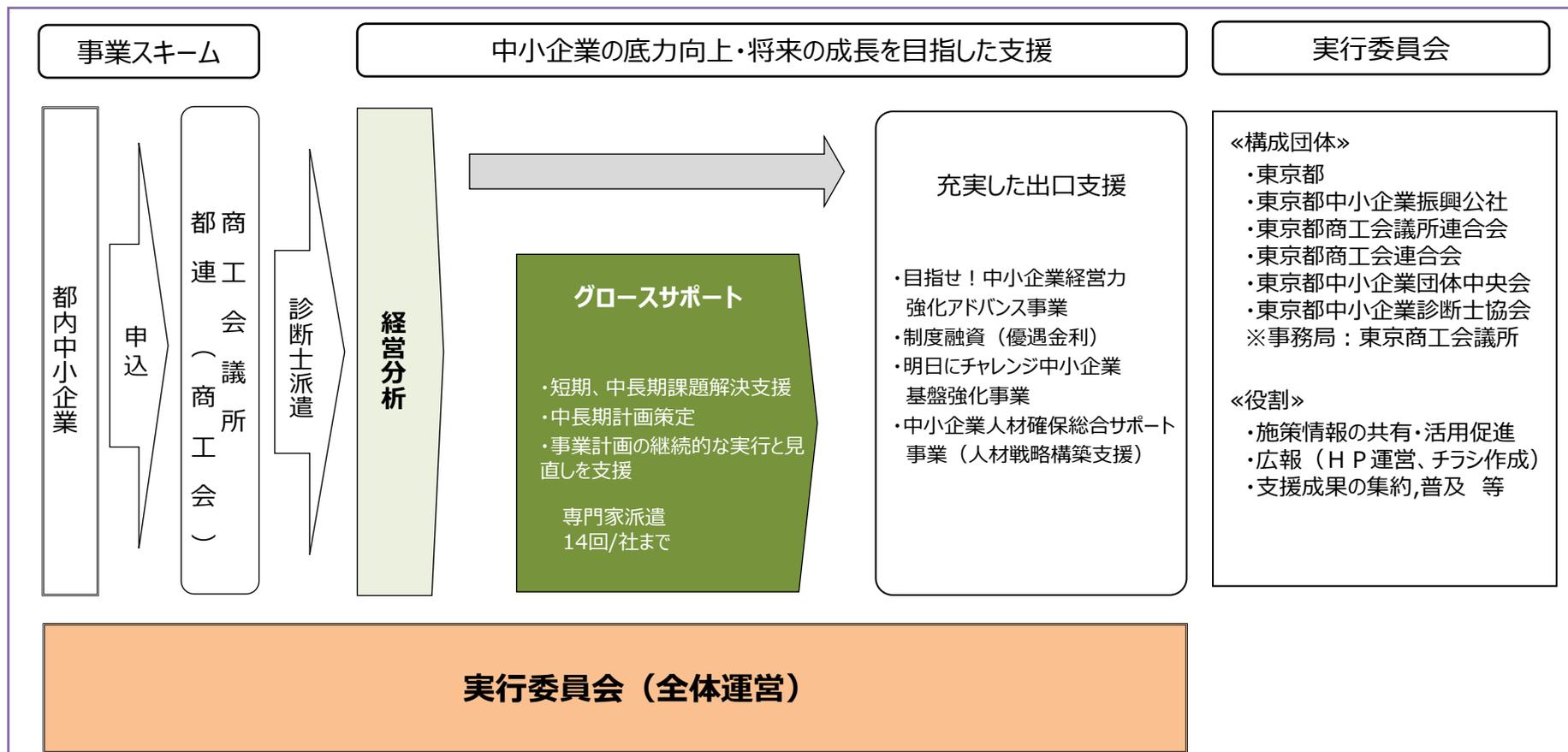


# 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス 事業概要

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス  
実行委員会事務局



- 現状の打開に向け、中小企業が自らの経営課題に気づき課題解決を通じた経営改善を進めていくために都内支援機関と連携、専門家を活用し、現状分析に基づく課題の発見から解決までを切れ目なく一貫通貫に支援
- 価格転嫁や人手不足、賃上げ等の複雑な課題を抱えた事業者の更なる活用を図る。





## アドバンス事業からの主な変更点

### 経営分析 年度に1回まで利用可能

- ・ 価格転嫁や人手不足、賃上げの潜在的ニーズに対応するため、様式1 チェックシートに「7.重点政策課題」の項目を新規に追加。
- ・ 上記に合わせ、様式2 経営分析報告書の「重点項目」を変更。
- ・ 備考欄の例示についても変更。

### グロースサポート 専門家派遣最大14回

- ・ アシストコースとアドバンスコースを統合。
- ・ 支援内容への制限はなく、短期的な課題解決支援から事業計画の策定、事業計画の実行支援まで、柔軟な支援が可能。
- ・ 事業計画書を策定した場合の専門家への謝金は継続。

## 事業の進捗状況について

### 1-1 経営分析の利用状況（5月末実績）

- ・ 5月末時点で673社の申込、370社の経営分析を実施（進捗率46.8%）  
（前年度5月末時点：申込491社、実施293社）
- ・ サービス業（30.6%）、製造業（19.2%）、卸売業（12.2%）の順に申込が多い。  
※2024年度5月末の業種別では、サービス業（38.5%）、製造業（19.6%）、卸売業（16.9%）であった。
- ・ 規模別では、小規模事業者が467社（71.2%）にのぼっている。

#### 【月別申込状況企業数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2025年度	464社	185社	24社	0社								
累計	464社	649社	673社									

※5月末の各団体からの報告で、6月の予定日で上がってきた内容を含んだ数値を5月末の実績としている

#### 【利用企業の業種、規模等（分析申込ベース）】

	製造業	建設業	運輸・情報通信	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	未記入	合計
小規模	63	22	30	53	70	38	173	18	467
中規模	37	9	12	20	9	8	20	2	117
大規模	29	2	12	9	2	4	13	1	72
合計	129	33	54	82	81	50	206	21	656

※規模が未記入の企業が17件あるため、総数は673件となる

### 1-2 グロースサポートの利用状況（5月末実績）

- ・ 5月末時点で261社の支援を受け付け進行中（前年度5月末時点のアシストコースの実績：179社）
- ・ 全体として昨年度より利用企業が多く、業種別で見ると、サービス業（36.3%）、製造業（19.9%）、小売業（14.2%）の順に多い。
- ・ 経営課題別で見ると、販売戦略（50.6%）が圧倒的に多い。
- ・ 昨年に引き続き、販売戦略に課題を抱えた企業の利用が多くなっているものと想定される。

### 【利用企業の業種、規模等（申込企業ベース）】

	製造業	建設業	運輸・情報通信	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	未記入	合計
小規模	25	11	5	14	31	21	82	3	192
中規模	15	5	2	3	4	3	8	0	40
大規模	12	0	2	3	2	3	5	0	27
合計	52	16	9	20	37	27	95	3	259

### 【利用企業の規模、経営課題等（支援実績回数ベース）】

	創業・新事業展開	事業転換	販売戦略	海外展開	社内体制整備	生産管理	IT活用	資金繰り	事業再生	その他	未記入	合計
小規模	11	1	103	2	9	0	1	1	3	16	0	147
中規模	3	1	19	0	5	0	0	1	0	4	0	33
大規模	0	0	10	0	9	1	0	0	0	4	0	24
合計	14	2	132	2	23	1	1	2	3	24	0	204

## 2 予算の執行状況（6月末実績）

（単位：円）

科目	予算額	支出済額	執行率	備考
プロジェクトの推進体制整備に係る経費	53,599,655	5,713,521	10.7%	事務局運営委託費、賃貸料等、各種会議開催費、チェックシート・ハンドブック等作成費、診断士情報登録管理費、各種説明会開催費等
プロジェクトの広報・PRに係る経費	22,207,319	4,582,423	20.6%	ホームページ管理・維持費、改修費、WEBセキュリティ対策費、専門家コラム執筆料、各種動画PR費、チラシ等制作費、広告掲載費、PR費用負担金、セミナー開催経費負担金等
プロジェクトの進捗管理・成果普及に係る経費	11,330,000	0	0.0%	分析報告書DB化、諸会議開催費、活力向上モデル、支援事例集制作費、専門家支援イメージ動画制作費、活力向上大会開催経費、利用者アンケート分析費用等
合計	87,136,974	10,295,944	11.8%	

### 3 各種支援ツールの改善

#### (1) ホームページの運営、構築・改修

・中小企業活力向上プロジェクトアドバンスの公式 Web サイトとして、本年度は以下の取り組みを行っていく。

##### a. ホームページ運営（日常更新）

・2025年度の各種支援施策や各支援機関の最新情報をホームページに掲載し、併せてメールマガジン等でも発信する。

→随時更新中

##### b. ホームページ構築・改修

・ホームページの来訪者が当事業に興味・関心を持ち、事業内容や掲載コンテンツを活用・申込みやすくなるよう、AI等の最新技術の導入を検証するとともに、支援者向けサイトの利便性向上を含めたホームページの改修を行う。

→順次機能別に対応予定

#### (2) セキュリティ点検

・外部からの不正アクセス等から Web サイトを守るため、外部機関（情報セキュリティ会社）による HP セキュリティ点検を実施

診断実施日	2025年12月頃実施予定
診断内容	・ネットワーク脆弱性診断 （サーバやネットワーク機器のOS、ミドルウェア等のチェック） ・Webアプリケーション脆弱性診断 （HPやDBに対する情報の入出力などWebサービス等のチェック）

#### (3) オンラインセミナー動画の配信

・約5分完結型のセミナー動画を計15本制作

（5テーマ×3本、1つのテーマについて3本に分けて制作）

→10～11月頃から順次配信予定

#### (4) 専門家支援イメージ動画によるPR

・専門家支援の現場にカメラが入るドキュメンタリー動画「戦う経営者たち」を制作する。ウェブサイト（ランディングページ）と連携したプロモーションを展開し、動画を配信する。

→12～2月頃に配信予定

#### (5) 新たなメディアの活用によるPR

・公式 Web サイトや PR 動画露出を増やすため、都内中小企業のマネジメント層を

ターゲットとしたタクシー内デジタルサイネージ広告を実施する。

→9～11月頃に実施予定

#### (6) 専門家コラムの配信

都内中小企業に向けた経営支援情報の充実、及び登録診断士との連携強化を目的に、登録診断士による専門家コラムを配信する。

- ・コラム内容：登録診断士の専門性を活かし、経営に役立つ各専門分野の内容を概ね2,500～3,000字程度の内容で掲載。

→9月から配信開始予定（年間12本を予定）

#### (7) 活力向上ハンドブックの印刷・配布および映像化

- a. チェックシートの内容などを一部本年度版に修正の上、印刷し各団体へ配布をおこなった。

→5月に配布実施

- b. 昨年度に引き続き、ハンドブックの内容を広く知ってもらえるよう、内容の一部を動画映像（2Dキャラクターによる説明）にてYouTubeで紹介する。

→順次公開中

## 4 支援者向け説明会の開催

### (1) 経営指導員向け説明会

- ・利便性の向上の観点から、オンライン動画を配信。事業実施に関して、事業内容や注意点などを説明した。

配信時期	対象者
4月～	23区（東商）経営指導員
6月～	多摩地区経営指導員

### (2) 中小企業診断士向け説明会

- ・利便性の向上の観点から、オンライン動画を配信。事業内容や実施方法、分析報告書の作成例などを説明した。

開催日	対象者
6月～	登録中小企業診断士

## 5 担当者連絡会の開催

### (1) 目的

- ・構成団体の連携を深め、協力してプロジェクトを推進するために、構成団体の実務を担う担当者が参加する意見交換会を開催し、現場レベルでの情報共有を進めることで連携の強化を図る。

参加メンバー	構成団体で実務を担う担当者
--------	---------------

### (2) 実施状況と今後の予定

- ・第1回は、以下の通り予定している。

開催日	2025年7月28日
開催場所	オンライン開催
開催テーマ	所属団体の最新動向と担当者間の意見交換 (各団体の動向、事業の進捗状況、事例企業の収集依頼、他)

- ・第2回以降は、必要に応じて開催し、情報共有、実務改善等を進める一助とする。

## 6 企業向け広報の実施

### (1) PRチラシの作成・配布

- ・A4版チラシ（本プロジェクトの概要を簡潔に説明）を作成。  
→5月から配布開始。
- ・A3版チラシ（支援の流れ、活用イメージ、利用企業の声などを掲載）を作成。  
→5月から配布開始。

(A4版チラシ)



(A3版チラシ)



< 事業案内チラシ（A4/A3）の配布状況（6月末現在・予定含む） >

送付元	送付部数	送付時期
国立市商工会	1,383	6月
羽村市商工会	997	6月
東大和市商工会	820	6月
狛江市商工会	841	6月
福生市商工会	970	6月
武蔵野商工会議所	2,900	7月
青梅商工会議所	2,408	7月
瑞穂町商工会	844	7月
多摩商工会議所	1,600	7月
町田商工会議所	3,850	8月

## （2）広告掲載

- ・事務局が作成した広告原稿を、各商工会・商工会議所の会報誌等に掲載



< PR 広告の掲載状況（6月末現在・予定含む） >

掲載元	掲載時期
八王子商工会議所	5、6、7、8、9、10月号
青梅商工会議所	6、7、8、9月号
東京商工会議所	6月号
町田商工会議所	7月号
武蔵野商工会議所	7月号
立川商工会議所	8、9月号

## 7 企業向けセミナーの開催

### （1）基本的な考え方

東京都商工会連合会、各商工会及び各商工会議所が、中小企業の経営課題解決に役立つセミナーを企画・実施。これにより、自社の課題への“気づき”を啓発し、本プロジェクトの利用を促進。

## (2) 実施状況と今後の予定

- ・今年度は計5回の開催を予定。第1回を7月9日に実施済み。第2～5回を8月以降に順次開催。

### 【実施状況】

回	講師	タイトル、主な内容	日時、会場
①	藤崎 忍 氏 (株)ドムドムフードサービス 代表取締役社長  衰退していたドムドムの経営者に抜擢され、自由な発想を活かした攻めの商品開発で見事に再生を果たした。	新生「ドムドム」元専業主婦社長の経営戦略 ・専業主婦だった私が社長になるまで ・ドムドムにしか提供できない「お客様の経験や喜び」とは ・常識破りと言われる「攻めの商品開発」 ・社長の仕事は「従業員がチャレンジできる環境作り」 他	7月9日(水) 14～16時 (Zoomによるオンラインライブ開催)

## 8 支援事例集の作成

### (1) 作成の狙い

都内中小企業に対するきめ細かい伴走型の支援をテーマとする本プロジェクトの実施状況を把握し、好事例の共有を図ることによって、次年度以降における発展に役立てるため、本年度の実施概要と支援事例をとりまとめる。

支援事例紹介にあたっては、重点政策課題である「価格転嫁」、「人手不足対策」、「賃上げ」の解決に取り組んだ事例を中心に、各団体の推薦を募る予定。

### (2) 主な内容(予定)

- ①本プロジェクトの概要
- ②利用企業アンケート調査結果
- ③支援事例紹介(計9社、業種・地域・経営課題のバランスを考慮して選定)

### (3) 作成スケジュール(予定)

項目	2025年 9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月
①全体			業者選定	レイアウト等の協議	割付校正	納品配布
②事業概要			枠を準備	入稿	実績数字の更新	

③企業アンケート		業者選定 内容決定	発送	回収	分析 入稿	
④事例企業取材	～9/10 集約 ～9/30 選定	取材 執筆	取材 執筆	入稿	企業側の 内容確認	

以 上